

府議会における手続のオンライン化について（案）

議会手続のオンライン化に係る国の動き 及び 府議会の方針

地方自治法改正による議会手続のオンライン化（国の動き）

【第33次地方制度調査会の答申（令和4年12月）】

多様な住民が議会に関わる機会を広げる観点や、議会運営の合理化を図る観点から、**住民と議会、議会と国会**等の間で行われる法令上の手続について、一括して、オンラインにより行うことを可能とすべきことを提言

【地方自治法の改正（令和5年4月）】

議会に係る手続のオンライン化が可能となった。（令和6年4月1日施行）

＜オンライン化が可能となった主な手続＞

- ・ 請願者から議会に対する**請願書**の提出
- ・ 議員から議長への**政務活動費に係る収入及び支出の報告**
- ・ 議会から国会に対する**意見書**の提出
- ・ 議員又は委員会から議会への**議案**の提出 など



方針

全国トップクラスの議会改革をめざし、議会DXを積極的に推進する観点から、府議会に係る手続等のオンライン化が可能となるよう、速やかに取組みを進める。

府議会の取組

◆ 手続のオンライン化に向けた規定を整備

議会運営の基本となる「大阪府議会会議規則」「大阪府議会委員会条例」については、手続のオンライン化等について個別に改正

※書面による手続も継続して対応

その他の諸手続については、一括してオンライン化が可能となるよう、新たに条例を制定

◆ オンラインによる一般質問の実施に向けた規定を新設

規定整備の主な内容

大阪府議会会議規則の改正

○ 手続きのオンライン化

- 各手続きについて、オンライン化に対応する規定を新設（第125条の2、第125条の3）

＜オンライン化が可能となる主な手続き＞

- 議員及び委員会による議案の提出
- 議事日程の配布
- 発言通告書の提出
- 委員会報告書の提出
- 請願、陳情の提出 など

○ オンラインによる一般質問

- 質問の特例として、オンライン質問に関する規定を新設（第60条の2）
 - ※ オンライン質問の要件は、委員会へのオンライン出席と同内容
 - ※ 運営に係る詳細な規定は、6月定例会で整備
- オンライン質問に対応する規定を整備（第49条、第120条）

○ その他規定整備

- 現在の社会情勢に照らした文言調整・規定ぶりの見直し（第8条、第108条）

大阪府議会委員会条例の改正

- 公聴会における意見陳述申出のオンライン化に対応する規定を整備（第22条）
- 会議録作成のデジタル化に対応する規定を整備（第27条）

議会諸手続きのオンライン化に係る条例の制定

条例名：情報通信技術を活用した大阪府議会の活動の推進に関する条例（仮称）

＜オンライン化が可能となる主な手続き＞

- 政務活動費に係る手続き
- 資産公開に係る手続き
- 公文書公開に係る手続き など

※ オンライン化に係る詳細な手続きを規定する「施行規程」は別途制定